

(1) 貴司の咨 (一一七—〇五)。

2-118-08

国王尚灝の、嘉慶二十年の接貢のため存留通事楊徳昌等に付した執照 (嘉慶二十(一八一五) 八、十三)

琉球国中山王尚(灝)、勅書を恭迎し、併びに使臣を接回せんが事の為にす。

照得したるに、本爵、業に嘉慶十九年秋に貢使耳目官向斌・正義大夫鄭嘉訓等を遣わし、表章・方物を齎捧し天朝に入貢す。經に本爵、福建等処承宣布政使司に移咨し、起送して京に赴かしめ、聖禧を叩祝せしめて案に在り。

茲に還国の期に当たり、例として応に船を撥りて接回すべし。此れが為に特に都通事鄭克新等を遣わし、梢役共に八十九員名を帶領し、海船一隻に坐駕し、前みて福建に至らしむ。皇上の勅書・欽賞の幣帛を恭迎し、併びに京回の使臣向斌・鄭嘉訓・鄭文洙と在閩の存留通事梁文翼等を接えて還国せしめんとす。

但だ差わす所の員役は、文憑無ければ、以て各処の官軍の阻留して便ならざるを致すを恐る。此れが為に王府、札字第二百八号の半印勘合の執照一道を給発し、存留通事楊徳昌等に付し、収執して前去せしむ。凡そ所の関津及び沿海巡哨の官軍の驗実に通え

ば、即便に放行し、留難して阻滯するを得る母からしめよ。須らく執照に至るべき者なり。

計開

在船都通事一員 鄭克新 人伴四名

在船使者二員 毛承順 人伴八名

存留通事一員 楊徳昌 人伴六名

管船夥長・直庫二名 蔡洛 維順利

水梢共六十五名

右、執照は存留通事楊徳昌等に付し、此れを准けしむ

嘉慶二十年(一八一五) 八月十三日

注(1) 向元麟 宜野山里之子親雲上朝倚。嘉慶二十二年の才府(家譜

(二) 『蔡修の譜、二七〇頁』。『宝案』では嘉慶七年、二十二年の在船使者(卷九四、一二二)、嘉慶三年、十一年の結状では紫巾官(卷八八、一〇二)として名がみえる。

(2) 六十五名 底本では空白だが、本文中の「八十九員名」から積算して「六十五員名」とした。